

関東地盤、工事書類の簡素化

国土交通省関東地方整備局が、工事書類を簡素化するため検討している「工事関係書類作成マニュアル」の概要がまとめた。「これまで、施工者が現場の必要から作成している書施工程表、安全訓練資料などの書類について、提出不要の現行ルールを徹底させるほか、警察協議など官公署協議資料の事前報告も不要とする。また、施工者側の大きな負担となっていた電子納品と書面の二重提出が発生しないよう、どういった形で提出するか、事前に打ち合わせる。今年中にマニュアルを完成し、2008年度から実施する方針だ。

電子、書面の二重提出是正など

月内に手引き、08年度から実施

提出書類を大幅削減

国交省の工事で求められた関係書類は、自らを明文化し、基準を治体工事に比べて求められる水準が高く、施工者の大きな負担となってきた。ただ、国交省への提出書類は、ルールといつては、長年の習慣が重なって増加したものも多い。現状を担当する監督官によれば、「これまで從来、書類を伴う事前の届け出が必要だったが、それが生じるといった場合を想定して、監督官が実態を把握し、より直す施工計画書も、電子納品の流れが進む中で常態化した無駄を省く、施工者の負担を軽減する」。このため、関東地盤では提出書類のルールを明文化し、基準を定めるに至った。

今回まとめたルールでは、提出不要の書類を「監査官が立ち会って確認した個所につけては段階確認書の写真撮影を義務づけるほか、「五年の習慣が重なって増えたものも多い。現状を担当する監督官によれば、「これまで從来、書類を伴う事前の届け出が必要だったが、それが生じるといった場合を想定して、監督官が実態を把握し、より直す施工計画書も、電子納品の流れが進む中で常態化した無駄を省く、施工者の負担を軽減する」。

統志

い場合は提出を求めな

20年 3月 17日

建通新聞